

障害者差別解消促進事業について

<p>■目的 平成28年4月に施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、障害者差別の解消を促進し、障害者理解を深める。</p>	<p>■事業概要 ○障害者差別解消支援地域協議会の設置 平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、地域における障害者差別に関する相談等について情報を共有し、障害者差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うネットワークとして「障害者差別解消支援地域協議会」を組織できるようになる。 本市においては、市の附属機関である堺市障害者施策推進協議会に権利擁護専門部会を設置し、それを障害者差別解消支援地域協議会として位置付ける。 【地域協議会の事務】 ・障害者差別に関する相談等に係る協議 ・地域における差別を解消するための取組に関する提案に係る協議 【地域協議会に期待される役割】 ・事案の情報共有及び構成機関等への提言 ・事案の解決を後押しするための協議 ・大阪府の地域協議会への情報提供・協力依頼 【想定される参加機関】 法務局、ハローワーク、障害当事者、障害者団体、教育・福祉・医療関係機関、事業者、弁護士、学識経験者等 ○パンフレットの作成 法を広く市民に啓発するため、パンフレット等を発行する。</p>
<p>■根拠法 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第17条</p>	
<p>■平成28年度 予算要求 ・当初予算要求額 1,296千円 ・予算要求内容 障害者施策推進協議会専門部会委員報酬、手話通訳者等謝礼金、その他会議運営諸経費、パンフレット購入費</p>	
<p>■スケジュール 平成27年12月～ 平成28年2月 障害者差別解消専門部会を開催 平成28年3月 職員対応要領を策定 平成28年度中 障害者差別解消支援地域協議会として、権利擁護専門部会を開催（年2回）</p>	

参考：本市の障害者の現状と課題

【本市の障害者数の動向】

	17年度末	26年度末	増加率
身体	33,926人	37,693人	11.1%
知的	4,832人	6,985人	44.6%
精神	3,302人	7,107人	115.2%
精神通院	10,367人	14,639人	41.2%

※その他、発達障害、高次機能障害、難病（H25年度から障害の範囲に）等

- ・障害者人口の増加・障害者の高齢化、重度化
- ・ニーズの多様化（高次脳機能障害者、発達障害者等の支援）
- ・家族の高齢化（家族介護力の低下）
- ・情報の提供不足とわかりにくい相談窓口
- ・障害に対する理解不足 ・暮らしの場の不足
- ・将来への不安が大きい